

2 高漁港第387号  
令和3年1月12日

建設工事等の事業者様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた水産  
振興部発注の建設工事等の対応について（通知）

このことについて、水産庁より別添1のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、このことを踏まえ、高知県水産振興部が発注した建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）において、別添2のとおり取扱うこととしましたので、送付いたします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL：088－821－4615

漁業振興課構造改善担当

TEL：088－821－4613

事務連絡  
令和 3 年 1 月 8 日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課  
課長補佐（施工積算班）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、水産庁が実施する事業において別添のとおり取り扱うこととしたので参考として通知する。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

2 予 第 1 9 2 2 号  
令和 3 年 1 月 8 日

水産庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直  
轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総  
理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス  
感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる  
ものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」と  
いう。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、  
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省  
直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房  
参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者  
による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月  
18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月  
18日通知の記の2及び3に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、必要に応  
じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性があ  
る場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、  
貴職から願います。



【別紙】

2 予 第 3 5 9 号  
令和 2 年 5 月 1 8 日

大臣官房統計部長  
各局長  
政策統括官  
農林水産技術会議事務局長  
各庁長官  
農林水産研修所長  
農林水産政策研究所長  
各地方農政局長  
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農  
林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急  
事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新  
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び  
業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 1 8 5 号大臣官房参事官  
（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で  
解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のと  
おり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、  
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）  
緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

## 2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

## 3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

2 高漁港第387号  
令和3年1月12日

各土木事務所長 様

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた水産  
振興部発注の建設工事等の対応について（通知）

施工中の水産振興部発注の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係わる緊急事態宣言の解除後における水産振興部発注の建設工事等の対応について（参考）」（令和2年6月11日付け2高漁港第95号水産振興部長通知。以下「6月11日通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことから、水産庁より別添1のとおり事務連絡による通知が送付されてきましたので参考に送付します。

なお、高知県は、緊急事態宣言の対象地域外ではありますが、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染拡大防止等の徹底を継続する必要がありますので、受発注者による協議や契約変更等の手続等について6月11日通知に基づき、引き続き適切な対応をお願いします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL：088-821-4615